



令和6年度 宇部市

保育所利用案内



目次

1	クラス年齢.....	1
2	保育施設.....	2
3	入園要件及び必要書類.....	2
4	保育の必要性の認定(教育・保育給付認定).....	3
5	保育認定の有効期間及び入園期間.....	3
6	保育必要量(保育時間).....	4
7	入園までの流れ.....	5
8	兄弟姉妹の予約入所.....	7
9	市外の保育施設の利用を希望する場合.....	8
10	市外の方が宇部市内の保育施設の利用を希望する場合.....	8
11	転園.....	9
12	障害・アレルギーなど特別な配慮を要する場合.....	10
13	利用者負担額(保育料).....	10
14	入園中の留意事項.....	12
15	保育必要量の変更時期.....	14
16	医療的ケア児.....	15
17	病児・病後児保育、休日保育.....	16
18	問い合わせ先.....	16

1 クラス年齢

保育所のクラス年齢は、令和6年4月1日時点の年齢となります。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和5年4月2日以降生まれ
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日

2 保育施設



◆ 保育園

保護者が仕事や病気などの理由で、保育を必要とする場合に、ご家族の方に代わって、保育することを目的とした児童福祉施設です。

◆ 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、幼稚園機能部分では、満3歳から小学校就学前までの子どもの教育を行い、保育園機能部分では、保育を必要とする場合に、ご家族の方に代わって、0歳から小学校就学前までの子どもを保育することを目的とした施設です。

◆ 地域型保育施設(小規模保育事業所)

保護者が仕事や病気などの理由で、保育を必要とする場合に、ご家族の方に代わって、保育することを目的とし、0歳児から2歳児までの子どもを対象とした児童福祉施設です。

3 入園要件及び必要書類



保育園等の利用を希望する場合は、「保育の必要な事由(保育要件)」に該当し、教育・保育給付認定を受ける必要があります。就労等により、月52時間以上家庭保育ができない場合や妊娠・出産、疾病等により、保育を必要とする場合に保育が必要であると認定します。育児休業中で入園時に職場復帰を伴わない場合、新規入園はできません。

※ 認可外保育施設や職場の託児所等を利用しており、出産によりやむなく退園となる方については、保育の継続性が維持される場合に限り、新規申込が可能です。

※ 申込時点で復帰時の就労条件が決まっていない等の理由により、就労証明書に記載されている仮の就労条件を下回って就労する場合、選考結果が変わる可能性があります。(派遣社員での職場復帰等)

保育の必要な事由(保育要件)		必要書類
就労	自宅(内)外で就労をするため、児童の保育を必要とする場合	①就労証明書 ②自営業を証明する書類(経営中心者の場合のみ) 例)個人事業開業届(写)、直近の確定申告書(写)等
妊娠・出産	出産前後で、児童の保育を必要とする場合(産前8週間～産後8週間)	親子(母子)健康手帳(保護者と分娩予定日が分かるページ)の写し等
疾病・負傷・障害	病気や負傷、心身の障害により、児童の保育を必要とする場合	①疾病・介護・看護等申立書 ②障害者手帳の写し又は診断書等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか心身の障害のある同居親族を常時介護しているため、児童の保育を必要とする場合	①疾病・介護・看護等申立書 ②介護保険証の写し又は診断書等
家庭の災害	震災、風水害、火災等の復旧にあたっているため、児童の保育を必要とする場合	①申立書 ②その他必要書類
就学	専門学校や大学に在学中、または職業訓練等を受けるため、児童の保育を必要とする場合	① 在学証明書 ② 就学時間確認書類

保育の必要な事由(保育要件)		必要書類
虐待やDVの恐れがある	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童に対する虐待やDV、ネグレクトにより家庭保育を続けることが望ましくない場合 ◆ 配偶者からの暴力により、家庭保育が困難であると認められる場合 	①申立書 ②関係機関からの意見書
求職活動	求職活動(起業準備含む)を継続的に行っており、児童の保育を必要とする場合	求職活動状況報告書等
その他	市長が特別な事情があると認める場合	申立書等

4 保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)



幼稚園や保育園を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。このうち、保育施設を希望される場合には、保育の必要性があると認められる2号・3号認定(保育認定)のいずれかを受けると共に、入園の申し込みが必要となります。

※ 認定こども園には、保育機能部分の2号・3号認定(教育・保育給付認定)と幼稚園機能部分の1号認定(教育・保育給付認定)があります。市で選考を行うのは2号・3号認定です。

新2号・新3号認定(施設等利用給付認定)とは異なりますので、ご注意ください。

未就学児の年齢	満3歳以上		満3歳未満
認定区分	1号認定	2号認定(保育認定)	3号認定(保育認定)
保育必要量 (保育の必要な時間)	教育標準時間	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)
施設利用区分	教育利用	保育利用	
保育の必要性	なし	あり	
対象施設等	認定こども園 幼稚園(新制度移行済)	認可保育園 認定こども園	認可保育園 認定こども園 地域型保育施設(小規模保育事業所)
利用者負担額 (保育料)	無償化	【3～5歳児クラス】 無償化	【0～2歳児クラス】 「利用者負担額表」参照 市区町村民税非課税世帯のみ無償化

5 保育認定の有効期間及び入園期間



5.1 入園日

入園は、原則、月の初日です。ただし、産前産後での申し込みで産前8週間前から利用する場合は例外として月途中の入園を承諾します。

<育児休業明け又は新たに就労を開始することに合わせて入園する場合>

入園月の翌月1日までに就労開始(職場復帰)することが必要です。

期限までに就労開始(職場復帰)できない場合、内定の取消や退園となります。

【利用例】

① 育児休業からの復帰日(新規就労開始日)が5月25日

→ 5月1日から入園可能

② 育児休業からの復帰日が8月5日

→ 8月1日から入園可能

※3歳未満児について、新規入園時はお子様にご負担を掛けずに園生活に慣れていただくため、各園で1～2週間程度のならし保育期間を設定します。勤務開始日(復帰日)については、入園日に合わせて勤務先と事前に調整いただくとスムーズに勤務開始が可能になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

5.2 有効期間及び入園期間

認定区分	認定区分による有効期間(※)
2号認定(満3歳以上)	原則、小学校就学前まで
3号認定(満3歳未満)	原則、満3歳に達する日の前日まで(3歳の誕生日の前々日まで)

※保育要件に変更がない年齢による3号認定から2号認定の変更は、自動で更新となります。

入園期間は、原則として保育認定の有効期間と同一となります。ただし、以下の場合は入園期間が制限されます。

保育要件	入園可能期間
妊娠・出産	産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで (妊娠・出産の事由で入園された場合は、必ず退園となります。)
求職活動	2か月間(最大3か月間※)※同一年度内通算 (就労等により、再度保育認定を受ければ継続可能)
その他 (期間の制限のある要件で 認定を受けた場合)	保育の必要な事由がある期間の月の末日まで

※ 就労等の理由で入園中の方が、出産を経て育児休暇を取得する場合は、最長1年間の継続入園が可能です。詳細は「14 入園中の留意事項」の「育児休業中の継続入所」(14ページ)をご確認ください。

※ 求職活動認定は同一年度内通算最大3か月間ですが、年度をまたぐ場合などについても、連続して3か月を超える認定はできません。また、求職活動から就労を伴わない認定(職業訓練での就学、産前産後)になった場合は、求職活動期間は従前の求職活動による認定期間を合わせた期間となります。なお、就労を伴わない認定により年度をまたいだ場合も前年度の求職活動期間を合わせて算出します。

※ 以下のケースでは、保育必要事由の認定変更による継続在園はできません。再選考の申込となります。

◆ 育児休業認定から復職をせず求職活動認定へ変更(復職先の倒産等除く)。

◆ 新規入園時に求職活動認定で入園し、一度も就労認定を満たさないまま妊娠・出産認定に変更

6 保育必要量(保育時間)



保育認定においては、保育要件とともに保育必要量(保育の必要な時間)の認定を行います。保育必要量は、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)に分かれます。宇部市では、以下のとおり保育要件を確認し、保育時間を決定します。

保育要件		保育必要量
就労・就学	月 120 時間以上の場合	標準時間(短時間利用も可能)
	月 52 時間以上 120 時間未満の場合	短時間
妊娠・出産		標準時間(短時間利用も可能)
疾病・負傷・障害		標準時間(短時間利用も可能)
病人等の介護	月 120 時間以上の場合	標準時間(短時間利用も可能)
	月 52 時間以上 120 時間未満の場合	短時間
家庭の災害		標準時間(短時間利用も可能)
虐待やDVの恐れがある		標準時間(短時間利用も可能)
求職活動		短時間
育児休業中の継続入園		短時間
その他		標準時間 (事情により短時間となる場合もあり)

※標準時間の認定を受けるためには父母のいずれもが、標準時間の要件を満たしている必要があります。就労等の時間が短時間認定となる場合であっても、次のケースに該当する場合は、標準時間の認定を受けることができます。

【ケース1】

就労日には常時、保育短時間の時間(8 時間)を上回る就労がある場合

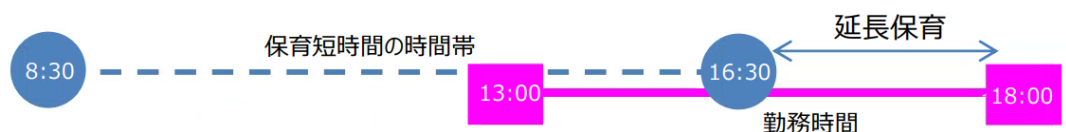
例:1 日 8 時間勤務で、1 か月に 10 日勤務している場合

【ケース2】

勤務時間帯が常に保育短時間の時間帯を超えてしまう場合

例: 保育園の保育短時間の時間帯が8時半から 16 時半と仮定した場合、

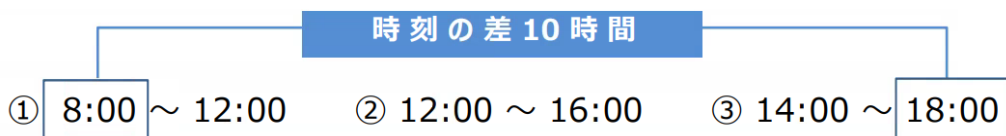
1 日 5 時間勤務であるが、勤務時間帯が 13 時から 18 時まで



【ケース3】

シフト制の勤務体系などにより、1 か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が 8 時間以上ある場合

例: 勤務体系が①～③のシフト制の場合

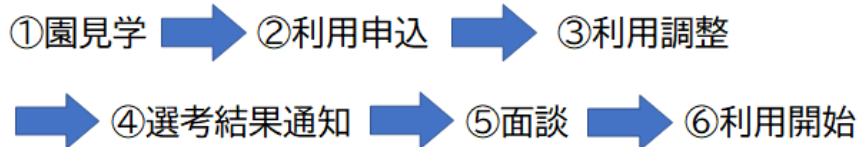


7 入園までの流れ



入園希望月の期間内に申し込みをしていただき、市で利用調整を行います。

申込段階で通園可能な園を希望順にご記入いただくため、事前に園の見学に行かれることをお勧めします。



7.1 園見学(任意)

- ✓ 利用調整により第1希望の園に通えるとは限りませんので、複数の園を見学してください。
- ✓ 見学については園に直接お問い合わせください。
- ✓ 園までの送迎ルート、所要時間等もご確認ください。
- ✓ 可能な限りお子様と一緒に見学に行ってください。
- ✓ 特別な配慮を要するお子様の入園を希望する場合は、「12 障害・アレルギーなど特別な配慮を要する場合」(10ページ)をご確認ください。

7.2 利用申込

入園希望月		受付期間	結果通知
4月 入園	1次選考	令和5年10月23日(月)～11月7日(火)	令和5年12月下旬
	2次選考	令和5年11月8日(水)～令和6年1月31日(水)	令和6年2月中旬
	最終選考	令和6年2月1日(木)～2月29日(木)	令和6年3月中旬
年度途中(新規)		令和6年2月1日(木)～入園希望月の前月初日	入園希望月の前月15日前後
年度途中 (在園児の兄弟姉妹)		令和5年10月23日(月)～11月7日(火) 期間内に在園中の園に提出 詳細は、「兄弟姉妹の予約入所」欄を参照	入園希望月の前月15日前後

- ※ 4月入園の希望の方で、求職活動事由(ひとり親や生計中心者の失業の場合を除く。)の申込は、最終選考での受付・選考となります。各受付期間内で就労が決まった場合は、お早めにお申し込みください。
- ※ 必要書類不足の場合は選考対象になりませんので、必ず期間内に全ての必要書類をご提出ください。
- ※ 各月の入所選考後、定員に余裕がある園については、受付順に入所案内を行うことがあります(求職活動事由による申込を除く)。詳しくは、市役所保育幼稚園課にお問い合わせください。
- ※ 書類不備等により受付できない場合がありますので、ご不明な点がございましたら、事前に市役所保育幼稚園課までお電話(0836-34-8327)でお問い合わせください。

提出書類

- ① 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育園入園申込書
- ② 重要事項確認票
- ③ 該当する必要書類

(各保育園、市役所保育幼稚園課で配布。宇部市ウェブサイトからもダウンロードできます。)



保育園関係様式
(宇部市ウェブサイト)

申込

各申込期間内に必着となるよう日数に余裕をもって手続きをしてください。

◆ 持参

市役所 保育幼稚園課(本庁舎1階11番窓口)

◆ 郵送

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市役所 保育幼稚園課

◆ オンライン申込

オンライン申込の場合は、マイナンバーカードと対応する

ICカードリーダー又は対応するスマートフォンが必要です。

宇部市ウェブサイト「令和6年度保育園の入園」の「オンライン申込」から
申込してください。



令和6年度保育園の入園
(宇部市ウェブサイト)

7.3 利用調整

ご希望の保育園の入園希望人数が受入可能な定員を超える場合、各世帯の状況や就労等の状況から、日中の保育が必要な状態を考慮した上で、優先順位を決定します。選考方法の詳細は、宇部市ウェブサイト「令和6年度保育園の入園」にある「宇部市保育の実施選考基準表」をご確認ください。

7.4 選考結果通知

選考結果の通知は文書または電話で連絡させていただきます。

ケース	連絡方法
希望されたいずれかの園に決定された場合	文書にて通知
希望園への調整が難しく、かつ、申込書にそれ以外の園を <u>希望する旨</u> 意思表示をされている場合	電話にて調整
希望園への調整が難しく、かつ、申込書にそれ以外の園を <u>希望しない旨</u> 意思表示をされている場合	文書にて通知

7.5 面談

入園が内定した場合は、原則として利用開始前に園の面談を受けてください。

7.6 利用開始

各園の重要事項説明書等を確認し、適正に保育施設をご利用ください。

8 兄弟姉妹の予約入所



兄弟姉妹が在園している園に入園を希望する場合、優先的に選考が受けられる予約入所制度があります。この制度は、希望する園が受け入れ可能な状況であり、園が指定する日までに入園する場合のみ利用ができます。

令和6年度中に兄弟姉妹の入園を希望する場合は、在園する園の予約入所の条件を事前によくご確認ください、1次選考の受付期間内に在園中の園に必要な書類を提出してください。1次選考受付期間後に希望する場合は可能な限り早く園に相談してください。

8.1 利用例

- ◆ 別々の園に通っていた兄弟を4月から同じ園に通わせたい。兄が通っている園に弟を転園させたい。
- ◆ 母が育休中で、育休継続在園中の姉が通っている園に、母の職場復帰に合わせて妹を入園させたい。

8.2 注意事項

- ◆ 予約入所は兄弟姉妹の入所枠を事前に確保するための制度ではありますが、入所の決定は入園希望月の前月中旬となります。園の状況によっては入所が認められないことがあります。
- ◆ 管外入所(市外からの入所)は予約対象外です。
- ◆ 正当な理由なく利用者負担額(保育料)を滞納している場合は予約対象外です。
- ◆ 兄弟姉妹が同園に通っていても予約対象外となる場合があります。
1号認定、新1号認定は予約入所対象にならない場合があります。
 - 例1) 年長の児童が通っている園に翌年度入園する場合は、予約入所対象外です。
(入園時には年長の児童が卒園しているため)
 - 例2) 1号認定のみ持っており、非課税要件以外で新3号認定に該当しない場合は、予約入所対象外です。但し、加点対象となります。
※新3号認定は、保育の必要性があり、住民税が非課税のクラス年齢2歳児以下が該当します。



兄弟姉妹が在園している園への入園
(宇部市ウェブサイト)

9 市外の保育施設の利用を希望する場合



宇部市に在住している方が、宇部市外の保育施設の利用を希望する場合は受付期間が異なりますので、当該自治体に申込可能条件や必要書類を事前にご確認いただき、申請先の自治体が定める締切の1週間前までに、宇部市保育幼稚園課に提出してください。

入園時まで希望する保育施設が所在する自治体に転出予定の場合は、直接申込が可能な場合もありますので、当該自治体に事前にご確認ください。

市外の保育施設を希望している場合、当該自治体の選考方法に従うため、市外在住者の優先順位が低くなるケースがあります。市外の保育施設が保留となったのちに、市内の保育施設を検討する場合は、その時点で入所可能な保育施設をご案内することになりますので、ご了承ください。

10 市外の方が宇部市内の保育施設の利用を希望する場合

10.1 宇部市に転入予定の方

申請時点で宇部市外に在住している方が、入園希望日の前月末までに宇部市に転入する予定の場合は宇部市民と同様に宇部市に直接申請することができます。ただし、入園希望月の前月末までに転入手続をとられていない場合は入園が決定していても取り消しとなりますのでご注意ください。

転入日が確定していない場合は、「宇部市に転入予定がない方」欄と同様の手続きにより申請してください。

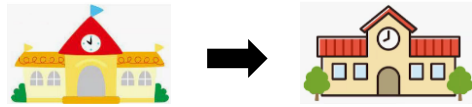
10.2 宇部市に転入予定がない方

申請時点で宇部市外に在住している方で、入園希望日の前月末までに宇部市に転入予定がない場合は、お住まいの自治体を通じて申請をしてください。

申請が可能な方は次の条件のいずれかに該当する場合があります。

- ① 父母のいずれかの就労先が宇部市内の事業所であること
 - ② 産前産後の里帰り出産(里帰り先が宇部市内)に伴う利用であること
- なお、公立保育園は②の場合のみ利用することができます。

11 転園



現在、認可保育園、地域型保育施設、認定こども園(保育部分)を利用している方で転園を希望する場合は、必要書類を市役所保育幼稚園課に提出してください。

11.1 必要書類

- ① 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園入園申込書(転園)
 - ② 重要事項確認票
- ※現況届必要書類及び保育要件の必要書類は在園中の園に提出してください。

11.2 令和6年4月から転園を希望する場合

現況届	在園可能期間	選考時期等
継続を優先して転園希望を選択した場合	転園が決まらない場合は、令和6年4月以降も在園可能	最終選考の受付期間内に必要書類を提出してください。最終選考終了後、希望する園に転園可能な場合のみ転園が決定します。
退園して転園希望を選択した場合	令和6年3月31日で退園	新規申込者と同様の取扱いとなります。受付期間内に必要書類を提出してください。

11.3 令和6年5月以降に転園を希望する場合

希望内容	在園可能期間	選考時期等
在園中の園に継続して在園しながら転園を希望する場合	転園が決まらない場合、翌月以降も在園可能	毎月の新規入所者選考後、希望する園に転園可能な場合のみ転園が決定します。
退園届を提出して転園を希望する場合	転園希望月の前月末で退園	新規申込者と同様の取扱いとなります。

年度途中で転園を希望される場合は、転園を希望する月の前月初日までに必要書類を提出してください。退園届の提出をせずに転園を希望する場合、結果につきましては、希望の園に転園が決定した場合のみ前月20日までにお電話で連絡させていただきます。

※在園中の園を退園する場合は、新規選考扱いとなるため、転園できる可能性は高まりますが、希望の園に転園できるとは限りません。仮に転園できない場合でも、在園中の園を継続することができません。(新規

選考で再度、在園中の園に決定した場合を除く。)転園希望の申し込みをされる場合は、リスク等を十分考慮いただいた上で、申し込みしてください。



12 障害・アレルギーなど特別な配慮を要する場合

障害やアレルギーなどにより、特別な配慮を要するお子様の入園を希望する場合は、事前にお子様と一緒に保育施設を見学し、障害やアレルギー(程度、アナフィラキシーショックの有無)について、配慮を要することなどをお伝えください。

保育施設では、お子様の発達状況や個性を踏まえながら保育していますが、集団保育が困難な場合や保育施設側で対応が難しい場合は入園をお断りする場合があります。お子様の安全のためご理解ください。

※保育施設の見学前に医療機関等で、集団保育の可否をご確認ください。医療的ケアを必要とするお子様については「16 医療的ケア児」(15 ページ)をご確認ください。

13 利用者負担額(保育料)



利用者負担額は、保育園に入園している児童と同一世帯に属して生計を一にしている(※1)扶養義務者(原則父母)の市民税額によって決定されます。ただし、父母以外の方が家計の主宰者(※2)となっている場合には、その方の市民税額によって決定されます。なお、寄附金税額控除や住宅借入金等特別控除などは適用されません。

利用者負担額の適用期間(※3)については、下記の図でご確認ください。令和元年10月1日より3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども及び0歳から2歳児クラスまでの子どもで市民税非課税世帯については、利用者負担額が無料となります。ただし、利用者負担額とは別に園に直接支払う費用(制服、日用品費、主食費、副食費等)がありますので詳しくは保育園にお問い合わせください。

13.1 「同一世帯に属して生計を一にしている」とは?(※1)

世帯分離している、していないに関わらず、同一住所にて同居していることをいいます。

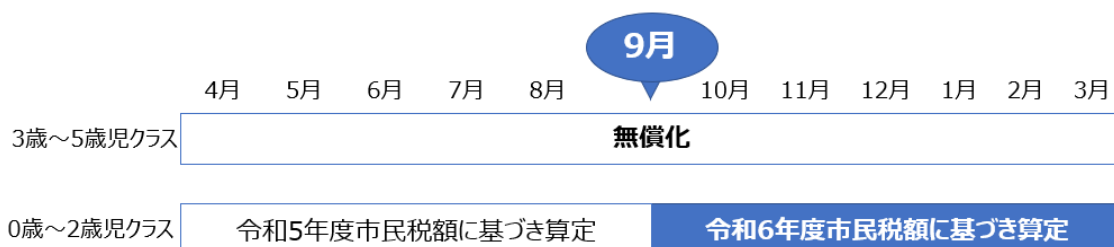
なお、二世帯住宅で、生計を別にしていることが明確な場合は同一世帯ではありません。

※父母の一方が単身赴任をされている場合は別々の住所でも同一世帯となります。

13.2 「家計の主宰者」の認定(※2)

- ◆ 保育園入園児の父母の前年分収入合算額が103万円を超える場合
父母のみの収入で生計が成り立つと判断されるので、家計の主宰者は父母となります。
- ◆ 保育園入園児の父母の前年分収入合算額が103万円以下の場合
家計の主宰者は同居している扶養義務者(祖父母等)となります。

13.3 利用者負担額の適用期間(※3)



- ※ 利用者負担額の詳細は「利用者負担額表」をご確認ください。算定年齢は令和6年4月1日時点です。
- ※ 年度途中で満3歳をむかえても、年度末までは利用者負担額がかかります。

13.4 利用者負担額(保育料)の決定額

実際にご負担いただく利用者負担額については、入所承諾通知書や利用者負担額決定通知書により金額をご確認ください。なお、保育必要量の変更や税更正等により、利用者負担額の変更が生じる場合は、利用者負担額変更通知書等によりお知らせします。

月途中に入園する場合は、最初の月は日割りでご負担いただくことになります。

- ※ 利用者負担額の概算算出方法は宇部市ウェブサイトに掲載しています。
- ※ 更正の請求による税額の変更決定(減額決定)があった場合には、市民税額の変更決定日の翌月以降の利用者負担額を変更します。
なお、手続きは市民税課の窓口で行うようお願いします。
- ※ 修正申告による税額の変更決定(増額決定)があった場合には、当該年度の市民税額が適用される時点まで遡及して利用者負担額を変更します。ただし、遡及対応の限度は市民税額の変更決定日と同一年度内限りとし、過年度の利用者負担額は変更しません。



利用者負担額
(宇部市ウェブサイト)

13.5 利用者負担額(保育料)の軽減及び減免

次の①から③に該当する場合は、利用者負担額軽減措置が適用されます。

また、④に該当する場合は、利用者負担額が減免されることがあります。

なお、申請のあった日の属する翌月分から適用されます。

① ひとり親世帯

ひとり親世帯(事実婚、離婚調停中等は除く)で世帯の市民税の所得割額が77,101円未満の場合、利用者負担額の減額措置が適用されます。

② 在宅障害児(者)のいる世帯

同居の在宅障害者(者)がいる場合で世帯の市民税の所得割額が77,101円未満の場合、利用者負担額の減額措置が適用されます。同居の在宅障害者(者)がいる場合は、障害者手帳の写しを提出してください。

③ 多子世帯

保育園に入園されている児童の兄弟が、同時期に次の施設等を利用されている場合、利用者負担額が軽減される場合があります。適用を受けるためには、「兄弟の幼稚園等の利用確認について」を提出してください。

幼稚園(※)、認定こども園(※)、地域型保育事業実施施設(※)、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービス

※ 申請時点で児童の兄弟が幼稚園、認定こども園、地域型保育施設を利用中の場合は、確認書の提出は不要です。なお、認可外保育施設や幼稚園のプレスクール等は対象外となります。

④ その他、宇部市が実施する減免制度

次に掲げる要件に該当する場合は、申請により利用者負担額が減免される場合があります。詳しくは、市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

- ✓ 会社都合による失業等で大幅な収入の減少があった場合
- ✓ 事故、病気、災害等により大幅な収入の減少があった世帯
- ✓ 疾病により家計負担が増大した世帯

- ✓ 離婚調停中で配偶者と別居している場合
- ✓ 令和5年、令和6年中にひとり親世帯となった場合 等

13.6 第2子以降の保育料の無償化

令和5年9月から、同一生計内の第2子以降の子について、第1子の年齢や所得による制限を設けず、0歳児から2歳児クラスの保育料を無償とする本市独自の制度を開始しました。

ただし、従来保育料に含まれていた食事代相当額については利用者負担額(保育料)として引き続きご負担いただきます。

13.7 利用者負担額(保育料)の納付

原則、口座振替での納付となります。入園が決定した児童の保護者には口座振替依頼書を記入していただき、**金融機関の窓口で手続き**をしてください。口座振替依頼書は、各金融機関に設置してあります。

保育園は、国・山口県・宇部市の負担(税金)と保護者の納付する利用者負担額により運営されます。毎月納期限内に納付をお願いします。

- ※ 口座振替は、毎月月末(月末が休日の場合は翌営業日)です。
- ※ 在園中は登園の有無にかかわらず、利用月ごとに利用者負担額全額を納付する必要があります。
- ※ 利用者負担額は夫婦間の日常家事債務となり、父母ともに納付義務があります。
- ※ 納期限を過ぎ督促状が発送された場合は、督促手数料(100円)が発生します。
- ※ 滞納が続いた場合は、児童手当からの特別徴収や財産の差押などの滞納処分を行います。

14 入園中の留意事項



14.1 就労状況や家族状況等の変更に伴う必要書類

就労や家族状況等の変更があった際には、市役所保育幼稚園課及び在園中の園まで、速やかに届出をお願いします。在園中の場合は、園を通じて、以下の必要書類を提出してください。

なお、認定の変更は原則として、**翌月からの適用**となりますのでご注意ください。

次に該当する偽りその他不正な手段により、保育園等を利用していることが判明した場合は、退園いただくとともに、法律の規定に基づき、保育園等で保育をするために必要な費用を徴収することがあります。

- ◆ 退職後もその事実を隠して在園した場合や事実と異なる虚偽の就労証明書を提出して不当に保育園等を利用していることが判明した場合
- ◆ 保育要件(保育を必要とする事由)に変更があったにも関わらず、必要な手続きをされずに不当に保育園等を利用した場合
- ◆ 保育要件がなくなった(ない)にも関わらず不当に保育園等を利用した場合

変更事項	提出書類	提出期限	備考
退職	求職活動状況報告書	退職日が決定次第随時(退職日の属する月内)	退職日が決定した場合は速やかに報告してください(原則として事前に届出をお願いします。)
就職	就労証明書	随時(決定後速やかに)	

変更事項	提出書類	提出期限	備考
就労条件 変更	就労証明書	随時(決定後速やかに)	就労時間の増減、勤務時間帯の変更、転勤、勤務先の増減(ダブルワーク)
転職	就労証明書	随時(決定後速やかに)	前勤務先の退職日と新勤務先の就労開始日が1か月以上空く場合はその旨、報告してください。
休職	①疾病、看護、介護等 申立書 ②障害者手帳又は 診断書等	随時(事由発生時随時)	1か月超にわたり、疾病、介護、看護等を理由に休職する場合、提出要。医師の指示等により産前休暇を分娩予定日の8週より前(多胎児妊娠の場合は14週より前)に取得する場合も提出が必要です。
育児休業 (育児休暇)	就労証明書	出産後8週間以内 (継続在園) 交代で取得される場合 等は取得時に随時	育児休業中の継続入所を希望される場合は、育児休業期間・職場復帰日が記載された就労証明書を提出してください。提出がない場合は、入所要件が確認できないため退園とみなします。 父母ともに1か月以上の育児休業を取得する場合は、提出要。
結婚	①家族状況変更届 ②保育要件確認書類	随時(結婚後速やかに)	結婚相手の保育要件確認書類が必要です。
離婚	家族状況変更届	随時(離婚後速やかに)	離婚成立後、同居を継続している場合は同一世帯として判断します。
家族状況	家族状況変更届、 利用者負担額等別居 監護申立書	随時(変更後速やかに)	出生、転居(祖父母と同居開始、終了等の世帯員の一部転居含む。)、氏名変更等の変更
障害者手帳	障害者手帳写し	随時 (手帳交付、喪失後 速やかに)	新たに障害者手帳の交付を受けた場合や喪失した場合は届け出てください。
保育を必要 とする事由 の変更	保育要件確認書類	随時(変更後速やかに)	
確定申告の 修正等	—	—	保育幼稚園課に連絡してください。

14.2 退園

原則、月末退園となります。市内の幼稚園等への月途中の転園は認められません。
退園される場合は、在園中の園に退園届を提出してください。

14.3 市外へ転出する場合



宇部市外へ転居した場合は、宇部市を転出した月の月末で退園となります。転出後も、継続して入園を希望される場合は事前に市役所保育幼稚園課及び転出先の自治体の保育園担当部署にご相談ください。

14.4 育児休暇中の継続入所



育児休暇中の継続入所を希望される場合は、出産後 1 年以内(出産日から 1 年経過した翌月 1 日まで)に職場復帰する場合に限り、継続入所を承諾します。出産後 **8 週間以内**に**育児休業期間及び職場復帰日が記された就労証明書を提出**してください。

なお、育児休暇中の継続入所は、保育短時間の認定になります。

① 期間

育児休暇中の継続入所期間は**最長 1 年間**(出産日から 1 年経過した日の属する月末まで)です。当初から 1 年超の育児休暇を取得される場合は継続在園できません。また、1 年以内に職場復帰を予定していても、**出産日から 1 年経過した翌月 1 日までに職場復帰されない場合は退園**となります。なお、育児休業から復職を伴わない求職活動認定はできません。

職場復帰時に育児休暇対象児童(弟妹)の保育をどのようにされるか事前にご検討いただくようお願いいたします。兄弟が在園している園への入園を希望する場合は「8 兄弟姉妹の予約入所」(7ページ)をご確認ください。

② 育児休暇制度がない勤務体系の方

育児休暇制度がない勤務体系の方については、出産を機に一旦退職されても、出産後 **8 週間以内**に 1 年以内に再就職することを証明する就労証明書の提出があった場合のみ、継続入所を承諾します。

※1 年後までに再就職(職場不問)する趣旨の申立書による継続入所はできません。

③ 育児休暇中にご自宅で保育を行う方

育児休暇を取得され、家庭保育のため産後期限で退園される方について、職場復帰時に在園されていた保育園へ再度入園を希望される場合は優先的に入所選考します。園が指定する日までに入園する場合のみ利用ができます。なお、育児休暇中の入園はできません。

14.5 長期欠席

長期欠席(最大 3 か月)が続くご家庭については、保育の必要性を再確認し、保育要件を欠くと判断される場合、退園していただくこととなります。ただし、児童が疾病等で入院している場合や里帰り出産に伴い、通園できない場合等、やむを得ない事情により通園できない場合は、長期欠席を認めます。

なお、欠席理由や期間に関わらず、在園中は利用者負担額をご負担いただきます。

15 保育必要量の変更時期



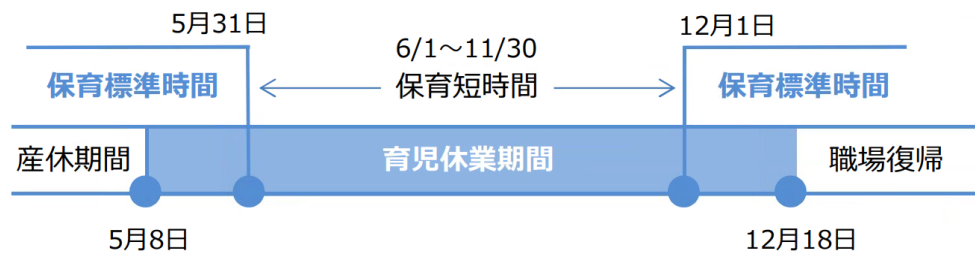
保育必要量の変更は、月途中の変更はなく、原則、月初となります。

15.1 出産 → 育児休暇 → 職場復帰の場合

育児休暇に入られると、それまで保育標準時間に該当していても、**保育短時間**に認定が変更となります。認定変更の時期は、育児休暇に切り替わる日の翌月初日からとなります。

一方、育児休暇期間が明け、職場へ復帰される場合は、就労状況等で保育必要量が再度認定されますが、保育標準時間に変更となる場合は復帰日の属する月の月初となります。

例えば、産後8週が5月8日である場合、5月31日までは保育標準時間となります。復帰日が12月18日で就労状況により保育標準時間となる場合は、12月1日より認定が変更となります。

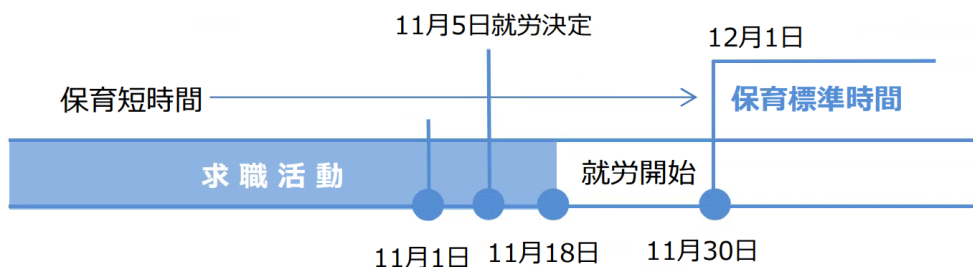


15.2 求職活動 → 就労開始(標準認定)の場合

求職活動(短時間)で入園中の方が標準時間認定となる職に就かれ、月途中から就労開始となった場合、認定変更の時期は就労に切り替わる日の翌月からとなります。保育短時間帯での送迎ができない場合は、延長保育で対応いただくことになります。

例えば、11月5日に就労が内定し、11月18日に就労開始となった場合、11月30日までは保育短時間となります。

就労状況により保育標準時間となる場合は、12月1日より認定が変更となります。



16 医療的ケア児



本市では、医療的ケアが必要な児童の家庭で保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整えて安全に受け入れを行うために、「医療的ケア児の保育所受入れガイドライン」を策定し、公立保育園で医療的ケア児の受け入れをしています。

利用方法につきましては、宇部市ウェブサイトよりご確認ください。



医療的ケア児保育支援
(宇部市ウェブサイト)

17 病児・病後児保育、休日保育



17.1 病児・病後児保育

病気や回復期にあるお子さんを保護者の勤務等の事情により家庭で保育することができず、かつ病気や病気の回復期にあるために、集団保育を受けることが困難な場合、ご家族に代わって一時的に保育します。

利用方法につきましては、宇部市ウェブサイトよりご確認ください。



病児・病後児保育
(宇部市ウェブサイト)

実施施設	住所	電話番号
鈴木小児科 すくすくハウス	今村北四丁目 26 番 15 号	(0836)54-4539
金子小児科 かねこキッズルーム	上町一丁目 6 番 16 号	(0836)22-8839
よしもと小児科 くまさん保育室	中尾一丁目 7 番 10 号	(0836)22-0557
むらかみこどもクリニック むらかみこどもハウス	東須恵 1968 番地 1	(0836)38-5661
かわかみ小児科クリニック キディハウスにこここ	野原一丁目 5 番 6 号	(0836)36-2525
松岡小児科 スマイル	西宇部南四丁目 6 番 7 号	(0836)45-1313

17.2 休日保育(日曜・祝日)

日曜日・祝日に**保護者の仕事**により保育が必要となる場合に、宇部市立神原保育園で「休日保育(一時預かり(休日型))」を実施しています。

対象者は、宇部市在住で認可保育園、地域型保育施設、認定こども園(保育クラス)を利用している方です。

利用方法につきましては、宇部市ウェブサイトよりご確認ください。



一時預かり事業
(宇部市ウェブサイト)

18 問い合わせ先



宇部市役所 保育幼稚園課

◆ 電話

0836-34-8327・8328

◆ メール

kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

UBE 宇部市
未来を彫刻するまち